

岩倉市防犯設備整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心なまちづくりを推進するため、行政区が行う防犯設備の整備並びに岩倉市地域安全パトロール隊が行う防犯備品の購入及び機能の維持を目的とした修繕に対して予算の範囲内で交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯設備 一定区域における犯罪の抑止又は被害の防止を目的として設置する防犯カメラ（岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例（平成29年岩倉市条例第20号）第2条第1号に規定する安全安心カメラとして設置するものに限る。）、警報ベル、警報スピーカー、回転灯等の機器であって、固定して設置される設備をいう。

(2) 防犯備品 地域防犯活動に使用する携帯用拡声機、車載用拡声機等の備品をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助対象者、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、岩倉市防犯設備整備費等補助金交付申請書（様式第1）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、速やかに、岩倉市防犯設備整備費等補助金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助対象者」という。）は、補助の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、補助事業計画変更承認申請

書（様式第3）又は補助事業中止承認申請書（様式第4）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（補助事業の完了期限）

第7条 補助対象者は、補助決定を受けた年度の末日までに、当該補助事業を完了しなければならない。

（実績報告書の提出及び補助金の交付請求）

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日の30日後又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、岩倉市防犯設備整備費等補助金実績報告書（様式第5）及び岩倉市防犯設備整備費等補助金請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の実績報告書及び請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定して補助対象者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた補助対象者は、市長の命ずるところにより、既に交付された補助金を返還しなければならない。

（書類の整備及び保存）

第11条 補助対象者は、当該補助事業に係る経理についての収支を明らかにし、関係書類を整理して、5年間保存しなければならない。

（報告等）

第12条 市長は、補助対象者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分		補助対象者	補助金額	補助限度額
防犯設備	防犯カメラ	市内の行政区	整備費の4分の3以内	450,000円
			修繕費の2分の1以内	150,000円
	防犯カメラを除く防犯設備		整備費の2分の1以内	300,000円
	修繕費の2分の1以内		150,000円	
防犯備品		江南警察署に登録してある岩倉市地域安全パトロール隊(概ね月1回以上定期的に地域防犯活動を実施しているものに限る。)	備品購入費(取付が必要なものについては取付費を含む。)の3分の1以内	100,000円
			修繕費の3分の1以内	50,000円

備考 補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。